

5 その他

(8) 普遍的介護保険における行政からの主体的取り組みの必要性

経緯又は現状・課題

厚生労働省は、介護保険や支援費制度の財政悪化から被保険者範囲を20歳以上に拡大する方針や障害者も給付対象にするなど、介護保険制度と障害者施策との統合を打ち出したが計画は見送られた。

また、障害保健福祉施策の改革については、昨年10月に介護保険との統合を見据えた「グランドデザイン」が示されたが、「障害者自立支援法案」についても、一元化までには至らなかった。ただし、現在、国会で議論されている障害者自立支援法案における事業体系の介護給付については、介護保険との統合を鑑みた内容となっている。

改正介護保険法の附帯決議では、「平成21年度から抜本的改正を行うこと（介護保険法附則第2条第1項）について、平成18年度末までに結論を得ること」とし、特に被保険者と保険給付の年齢の拡大に言及している。

この抜本的改正では、「介護を必要とする人であれば、年齢や要介護になった原因によって、給付の有無や内容に差異が生じないように、全国民の介護を、国民全体で支える普遍的仕組みを作ること」を意味している。

そのため、県として平成21年度の普遍的介護保険に向けたサービスの充実のため、県内における必要な整備量を検討し、利用者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう地域段階での市町村、事業所への支援も合わせて早急に進める必要がある。

また一方で、普遍的な制度が実現しても制度の挟間にある弱者、例えば、虞犯行為や触法といった理由で、契約になじまない障害者もいる。そのような契約になじまない触法・虞犯障害者が、自立した生活ができるような法的整備も必要である。

提案する内容

県は、市町村・利用者・サービス提供者から意見を求め、普遍的介護保険への実現に向けた意見反映を国に対して行う。また、県の方針を明確にし、市町村・事業所に対して施策誘導を行う必要がある。

現実的な見直しを反映させることの必要性から平成21年度までに統合を見据えた小規模多機能共生型等のモデル的事業の実施を行うなど、普遍的介護保険への具体的な準備を進めるべきである。

また、人材育成として普遍的な介護保険における行政職員の研修等を行う必要がある。

同時に契約になじまない触法・虞犯障害者等の「措置制度」での公的保障など、制度の挟間にある弱者への支援として新たな制度が必要である。

その他・根拠法令等

改正介護保険法（附帯決議）、障害者自立支援法案